

平成 26 年度岡山県計画に関する 事後評価

平成 27 年 6 月
岡山県
令和 3 年 1 1 月 (追記)

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

- ・平成 27 年 6 月 15 日 医療対策協議会において議論
- ・平成 28 年 6 月 20 日 医療対策協議会において議論
- ・平成 29 年 6 月 05 日 医療対策協議会において議論
- ・平成 30 年 5 月 31 日 医療対策協議会において議論
- ・令和元年 5 月 31 日 医療対策協議会において議論
- ・令和 2 年 6 月 4 日 医療対策協議会委員から意見聴取
- ・令和 3 年 6 月 4 日 医療対策協議会において議論

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・平成 26 年度は、着手が年度の第 4 四半期となり実施に至らなかった事業があることは理解できるが、必要な事業は計画を変更して適切に実施してもらいたい。
(平成 27 年 6 月 15 日 医療対策協議会意見)
- ・事業の実施状況を分かりやすく、公開してもらいたい。
(平成 28 年 6 月 20 日 医療対策協議会意見)
- ・複数年度事業について、実施年度ではなく国に承認された年度計画の事後評価に記載されるのが、閲覧する上でわかりにくい。
(平成 29 年 6 月 5 日 医療対策協議会意見)

- ・区分2及び4の財源が厳しく新規事業の参入が難しい状況となっており、硬直化している。

(平成30年5月31日 医療対策協議会意見)

- ・各団体とも相談をしながら、PDCAサイクルをしっかりと回して、メリハリをつけた事業の検証を行ってほしい。

(令和元年5月31日 医療対策協議会意見)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できなかった場合にどのように事後評価を行うのか検討しておくべきである。

(令和2年6月4日 医療対策協議会意見)

- ・新規事業について、早期内示により、出来るだけ早く事業に着手できるようにしてもらいたい。

(令和3年6月4日 医療対策協議会意見)

2. 目標の達成状況

平成26年度岡山県計画に規定する目標を再掲し、令和2年度終了時における目標の達成状況について記載。

■岡山県全体（目標）

① 岡山県の医療の確保に関する目標

本県においては、在宅医療体制の充実・強化、医療従事者確保の取組などを通じて、医療が保健・福祉と連携を取りながら、質の高い医療サービスを地域において切れ目なく提供するための保健医療体制の確立等を目標としている。

については、県全体の目標として掲げている指標に基づき、医療及び介護の総合的な確保に向けた取組を実施していくこととする。

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ・ 内科診療所のうち在宅療養支援診療所の数の割合 | 26.4% → 30% |
| ・ 病院（精神科病院を除く）のうち在宅療養支援病院の数の割合 | 7.5% → 20% |
| ・ 県北医療圏における医師数（精神科病院を除く） | 339人 → 400人 |
| ・ 卒業後に県内の地域医療を担う医学部学生の数 | 26人 → 66人 |

□岡山県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

- ・ 内科診療所のうち在宅療養支援診療所の数の割合が28.0%(R2)となり、目標達成に向けて一定程度進んだ。
- ・ 病院（精神科病院を除く）のうち在宅療養支援病院の数の割合が29.7%(R2)となり、目標を達成した。
- ・ 県北医療圏における医師数（精神科病院を除く）が394人(R2)となり、目標達成に向けて一定程度進んだ。
- ・ 卒業後に県内の地域医療を担う医学部学生の数79人(R3.4)となり、目標を達成した。

2) 見解

- ・ 在宅療養支援診療所数の割合については目標に達しなかったが、在宅療養支援病院数の割合については目標を達成した。
- ・ 医療従事者の確保は一定程度の成果が得られた。

3) 改善の方向性

- ・ より関係機関が協働し、地域特性に即した地域包括ケアシステムの構築に向けて継続していく取り組む必要がある。
- ・ 引き続き県北医療圏の医師や県内の地域医療を担う医学部生の確保、看護師の離職防止に取り組む必要がある。

4) 目標の継続状況

- 平成27年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成27年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.1】 地域医療ネットワーク基盤整備事業	【総事業費】 71,173 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	これまで、自らが保有する電子カルテや画像等の診療情報を公開する病院に対して設備整備を行っているが、診療所や保険薬局からも情報開示が行える環境を新たに整備し、双方向の医療情報連携を可能とし、医療機関等の情報の共有を更に促進する。	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度> 双方向の医療情報連携の有効性を検討するための調査を予定していたが、同時期に総務省が実施したモデル事業により、調査の目的である医療情報連携の有効性が確認できたことから、実施しなかった。</p> <p><平成 27 年度> 総務省のモデル事業では県内の一部の地域で実証実験を行ったことから、県内全域における双方向事業の方向性を新たに検討した。</p> <p><平成 28 年度> システムの方向性や仕組みを検討する会議体を設置し、具体的な構築に向けた検討を行い、医療情報を双方向に共有するためのシステムの構築を行った。</p> <p><平成 29 年度> 平成 28 年度に引き続き、医療情報を双方向に共有するためのシステムの構築を継続して実施した。</p> <p><平成 30 年度> これまでに引き続き、医療情報を双方向に共有するためのシステムの構築を継続して実施した。</p>	

	<p><令和元年度> これまで引き続き、医療情報を双方向に共有するためのシステムの構築を継続して実施した。 アウトカム指標：令和元年度システム設置件数 7件</p> <p><令和2年度> これまで引き続き、医療情報を双方向に共有するためのシステムの構築を継続して実施した。 アウトカム指標：令和2年度システム設置件数 6件</p>
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 レセコンのデータを使い情報を双方向で共有することにより、地域医療の質の向上や、地域包括ケアの構築に寄与することができる。</p> <p>(2) 事業の効率性 情報をネットワークで共有することにより、転院時などの問い合わせ回数を減らすことができ、効率的に業務を遂行することができる。</p>
その他	

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【NO.2】 地域連携・多職種協働周術期管理パス普及事業	【総事業費】 89,287 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 2 月 2 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	手術等を行う高度急性期医療機関とその前後の医療を担う医療機関との役割分担と連携強化を進め、医療費の適正化と患者のQOLの向上を図る。	
事業の達成状況	<p><平成 26, 27 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 術前評価に係るタッチパネル式問診票システムの構築、運用 ○ 専従の管理栄養士・歯科衛生士の配置による栄養管理、口腔内保清の標準ケアの実施及び普及、パスへの反映準備 ○ 周術期に関連した公開セミナーの実施 ○ e-Learning を用いた教育コンテンツ（専門職用）の作成 <p><平成 28 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外来での薬剤師の介入による術前薬剤管理・指導及び注意薬剤一覧の見直し ○ 周術期の患者教育教材（リハの重要性）（栄養管理）（麻酔）の作成 <p><平成 29 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携病院の確保、周術期管理パスの他地域への普及 ○ 周術期管理データベースの作成、運用 ○ e-Learning の院外開放、患者教育教材の追加作成 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p><平成 26～29 年度></p> <p>手術前の栄養状態や口腔の評価と必要な処置等を多職種協働のチーム医療で提供することにより、術後合併症の発症数の低下や平均在院日数の短縮化、自宅退院率の増加などの効果が得られた。</p> <p>また、教育用コンテンツ等を作成し普及することにより、専従職員を置くことが出来ない病院においても周術期管理についての意識を高め、転院を含めた患者のサポートに関する連携力の向上が見られた。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p><平成 26～29 年度></p> <p>受託病院での実施、少数の病院との連携、と順序立てて事業を実施することにより、県内の他地域での連携体制を進めるにあたり、実務面での課題になる点等を事前に把握することが出来た。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.3】 地域包括ケア体制整備支援事業	【総事業費】 13,997 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	県医師会が、医療・介護関係団体との連絡調整や研修会の開催、在宅療養患者の急変に備えた医療連携の調整等、県内全域を網羅している地区医師会への支援やその役割の補完を行うことにより、地域包括ケア体制の構築を図る。	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度></p> <p>第 4 四半期からの着手という限られた時間の中、事業の実施に必要な人材の確保や実施体制の検討に時間を要したため、事業着手には至らなかった。</p> <p><平成 27 年度></p> <p>岡山県医師会において「地域包括ケア部会」を年 4 回開催し、多職種関連団体も交えて岡山県地域医療構想と地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や今後の方向性を確認した。また、行政、学識者、関係団体の代表者が一堂に会する「岡山県地域医療構想・包括ケアシステム研究会」を設置し、年 6 回開催、地域づくりの視点のもと、医療と介護を一体的に議論し、現状認識の共有を行った。さらに、地域包括ケアコーディネーター1人を配置し、次年度への事業継続に向けた諸準備を行った。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>部会では医師会を始めとする関係団体での取組をもとに、地域包括ケアシステム構築のための現状と課題を共有し、今後の方向性を共有できた。また、研究会では、最先端の関連データの収集・分析等を行い、各地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの検討のための題材を得ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>岡山県医師会に既に設置されていた地域包括ケア部会を活用することにより、関連団体の召集や協議を円滑に行うことができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.4】 かかりつけ医認定事業	【総事業費】 7,108 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	県医師会が、かかりつけ医を認定・普及することで、地域包括ケアシステムを中心的に担う医師を担保し、更なる高齢化の進展に対応できる医療環境づくりの構築を図る。	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度> 第 4 四半期からの着手という中、研修プログラム作成の検討・準備に時間を要し、事業着手には至らなかった。</p> <p><平成 27 年度> 県医師会が認定かかりつけ医研修会を 3 回開催（A（1 日目 177 人参加、2 日目 166 人参加）、B（1 日目 209 人参加、2 日目 192 人参加）、C（1 日目のみ 29 人参加））し、認定審査会で 287 人がかかりつけ医の認定を受けた。</p> <p><平成 28 年度> 県医師会が認定かかりつけ医研修会を 3 回開催（1 回目 247 人参加、2 回目 102 人参加、3 回目（補充）2 人参加、それぞれ更新受講含む）し、県医師会の認定 37 人、日本医師会の講習受講認定 23 人が加わり、347 人がかかりつけ医の認定を受けた。</p> <p><平成 29 年度> 県医師会が認定かかりつけ医研修会を 4 回開催（1 回目 40 人参加、2 回目 206 人参加、3 回目 26 人参加、4 回目 22 人）し、県医師会の認定 132 人、日本医師会の講習受講認定 138 人が新たにかかりつけ医の認定を受けた。昨年度に、かかりつけ医の認定を受けた 60 人（県医師会 37 人、日本医師会 23 人）、今年度に更新を行った 157 人（県医師会では 2 年毎の更新制度）を合わせると、本年度末現在 487 人がかかりつけ医の認定を受けている。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>（3）事業の有効性</p> <p>日本医師会の行う研修会の伝達講習として実施することで、研修内容の均一化が図られた上で、地域包括ケアシステムの中核となる、かかり</p>	

	<p>つけ医の認定につながった。かかりつけ医を地域に増やすことで、医療環境づくりの構築を図っており、事業の有効性が図られている。</p> <p>(4) 事業の効率性</p> <p>岡山県医師会が実施する事業に補助することにより、周知や事業実施等において効率的な運営が図られ、かかりつけ医の認定が進んだ。また、県医師会所有の施設で事業を実施することにより、コスト削減につながっている。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.5】 認知症ケアに係る医療連携体制整備事業	【総事業費】 5,251 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 1 月 27 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	認知症の状態に応じた円滑で適切な医療・介護・福祉サービスを提供することにより、認知症になっても本人の尊厳が重視され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境の整備を図る。	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度> 郡市等医師会が主体となり、2 地域において、医師、看護師、介護支援専門員等の多職種が集まり認知症地域連携パスや認知症ケアパスについて検討する会議を実施し連携強化を図った。さらに、認知症地域連携パス等の印刷・配布や当該パス等に関する研修会の開催等を通じて、その周知を図った。</p> <p><平成 27 年度> 3 地域において、上記事業を実施した。</p> <p><平成 28 年度> 3 地域において、上記事業を実施した。</p> <p><平成 29 年度> 3 地域において、上記事業を実施した。</p>	
事業の有効性と効率性	<p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、事業実施地域において、認知症に係る医療・介護関係者内での認知症地域連携パス・認知症ケアパスの認知度が高まり、連携を促進することができたと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性 各実施主体の既存の会議等を活用することで、新たに会議を設置するより効率的かつ経済的に関連団体の招集や協議を円滑に行うことができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.6】 早期退院・地域定着のための連携強化事業	【総事業費】 253 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 2 月 2 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	精神科病院入院患者の早期退院や地域定着の促進など、円滑な地域生活への移行を図る。	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度> 地域援助事業者参加促進事業を実施した病院が 1 病院、退院環境整備事業を実施した病院が 3 病院であった。</p> <p><平成 29 年度> 退院環境整備事業について、他の事業と協働で実施したため、経費支出不要となった病院が 1 病院あったが、実施した病院は 5 病院あった。</p>	
事業の有効性と効率性	<p>(1) 事業の有効性 精神科病院の入院患者の早期退院に向けた取組には、医師、看護師、精神保健福祉士など多職種の職員で構成されるケア会議に本人が出席するとともに、地域における地域援助事業者の参画が効果的である。 このため、精神科病院のこうした取組を促進し、地域援助事業者との連携強化を図る事業として、精神科病院が退院に向けた多職種で構成する連携ケア会議（患者本人が出席しているものに限る）に地域援助事業者を招聘するための経費（報償費・旅費）を支出した場合、その経費の一部を病院に補助することで、地域援助事業者の参画を促進し、精神科病院と地域援助事業者の連携強化に繋げることができた。 また、精神科病院が地域に病院を開放し、入院患者の地域生活への関心を高め、退院意欲の喚起につながるよう、入院者と地域関係者の交流会等を開催した場合の経費の一部を補助することで、精神科病院の地域移行への積極的な取組を促進した。</p> <p>(2) 事業の効率性 病院が実施主体となり事業を展開したことで、病院内の各職種の早期退院に向けた取り組みへの意識高揚につながった。また、地域支援者をより多く導入し、院外での活動や退院者との交流を行う事で、入院患者</p>	

	が地域生活をよりイメージしやすく、退院意欲の向上につながった。行政の保健福祉関係者を含め、地域支援者をより多く導入することで、コスト削減しながら、効率的に事業が実施できた。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.7】 地域の状況に応じた医療・介護供給体制構築のための調査	【総事業費】 7,500 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～平成 28 年 3 月 22 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	各医療機関が地域での役割を適切に担うよう機能分化を進め、在宅医療・介護の提供体制を強化するための議論を地域の関係者が円滑に行うための基礎資料を得る。	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度> 事業期間が短期間となり、アンケート調査の実施方法や内容についての検討にとどまった。</p> <p><平成 27 年度> 県民 3,059 人/6,606 人（回答率 46.3%）及び医療福祉専門職員 9,453 人/21,147 人（回答率 44.7%）を対象にアンケート調査を行った。県民アンケートでは、かかりつけ医や在宅医療、看取り等については概ね理解を示しているが、在宅医療や看取りについては不安と期待が入り交じっている実態が明らかになった。また、専門職アンケートでは、在宅医療を推進する意見が過半数を占めたが、職種や職位による認識の差や、在宅医療に携わる後継者の確保問題等も明らかになった。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>（1） 事業の有効性 在宅医療を推進するにあたり、県民意識や従事する専門職の実態が明らかになり、今後の在宅医療・介護の提供体制を構築するための現状や課題等の基礎資料を得ることができた。</p> <p>（2） 事業の効率性 平成 26 年度でアンケート調査の具体的な検討を行ったことで、年度内の早い時期に調査を実施することができ、計画的に進めることができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.8】 在宅移行円滑推進事業	【総事業費】 3,593 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 1 月 16 日～平成 29 年 3 月 22 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	病院関係者に在宅看取りを含めた在宅医療・療養についての知識を普及し、入院早期から在宅移行の支援、円滑な在宅移行に向けた家族等への説明や退院前に在宅医療・介護関係者との連絡調整が的確に行われる体制の構築を図る。	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅移行円滑推進のための研修・意見交換会：3 地区及び全県開催 ○ 病院職員を対象に在宅医療に関するアンケート調査：100 病院、医師・看護師 624 名回答 <p><平成 27 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅移行円滑推進のための研修・意見交換会：3 地区(5 回)及び全県(1 回)開催、延 453 名参加 ○ 在宅移行円滑推進委員会：年 4 回実施し、延 53 名出席 <p><平成 28 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅移行円滑推進のための研修・意見交換会 3 地区(5 回)及び全県開催(2 回)開催、延 726 名参加 ○ 在宅移行円滑推進委員会：3 地区及び全県で計 7 回開催し、延 64 名出席 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>病院職員と在宅医療関係者が互いに対する期待や要望、問題点について意見交換を行うことなどにより、顔の見える関係が図られ、継続実施することで、より一層多職種間の相互理解が進み、在宅移行を円滑に推進するための課題の共有や検討につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業初年度に、研修・意見交換会の開催と並行して病院職員を対象に在宅医療に関するアンケート調査を実施し、その内容を元に研修テーマを設定するなど効率的な執行ができた。また、事業期間を通じて全県エリアと各地区エリア担当の役割分担や連携ができており、計画的な事業運営ができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.9】 在宅歯科医療連携室整備事業（拡充分）	【総事業費】 5,224 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 11 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>○居宅療養者が生活する地域に近いところで、歯科往診が円滑に進むよう地区歯科医師会を単位として取り組む体制の整備を図る。</p> <p>○20 ある地区歯科医師会ごとに当該事業の推進に係る推進会議や検討会議を開催し、地域の歯科往診体制の基盤整備を図る。</p> <p>○在宅歯科に関する研修会を開催し、合わせて機器整備を図って、歯科往診可能な人材の育成を図る。</p>	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度></p> <p>○県内 5 カ所の地区歯科医師会に在宅歯科往診普及センターを設置し、連絡会議等を開催して在宅歯科の重要性を確認した。</p> <p><平成 27 年度></p> <p>○県内 10 カ所の地区歯科医師会に在宅歯科往診普及センターを設置し、連絡会議等を開催して在宅歯科の重要性を確認した。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>住民に近い地区歯科医師会へ、在宅医療連携に対応する在宅歯科往診普及センターを設置することで、地域の実情に精通した地元の歯科医師の協力が得られ、地域医療に貢献しているという意識が芽生えて、歯科往診に取り組むための意識の熟成が図れる。</p> <p>地区歯科医師会で対応することにより、市町村やケアマネ等の介護・福祉関係職との連携が図りやすくなることから、地域包括ケアシステムの推進に向けた協力体制が整備されることにつながる。</p> <p>地域にも対応窓口を置くことで待ち時間も短縮でき、早急な歯科往診が可能となる。</p> <p>歯科往診サポートセンターに登録していない地元の歯科医師も、地区歯科医師会の中なら協力が得られやすい。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本事業は地域の状況に精通した地区歯科医師会単位で実施しており、効率的に事業を実施できた。</p>	
その他	<p>○普及センターを毎年 5 カ所ずつ開設し、平成 26 年度から平成 28 年度の 3 カ年間で計 15 カ所にする。</p> <p>○歯科往診に携わる歯科医師が地域に増えるよう研修会や連絡会議を年数回開催し、人材の育成と確保を図る。</p>	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.10】 在宅療養者に対する歯科医療推進事業	【総事業費】 2,658千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成26年11月1日～平成30年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>○重度の障害児に対し訪問指導を行って、歯科疾患の予防に努める。</p> <p>○岡山大学と連携し、重度の障害児の歯科治療を受け入れているスペシャルニーズ歯科センターへの搬送治療システムを新たに構築する。</p> <p>○重度の障害児の歯科治療が可能な歯科医療機関を圏域ごとに確保できるよう有識者、関係者等による推進会議を開催する。</p> <p>○研修会を開催し、関係者の資質の向上を図る。</p>	
事業の達成状況	<p>平成26年度においては、</p> <p>○スペシャルニーズ歯科センター内にシステム推進室（「推進室」という。）を開設し、要望に基づき効率的に訪問指導を行うことができる。</p> <p>○有識者、関係者等を委員とする推進会議を開催し、重度障害児に対する歯科保健医療体制の整備、効率的なシステムの構築に向けての合意が得られた。</p> <p>○研修会を開催し、関係者の資質の向上が図れた。</p> <p>平成29年度においては、</p> <p>○有識者、関係者等を委員とする推進会議を開催し、重度障害児に対する歯科保健医療体制の整備、効率的なシステムの構築に向けての合意が得られた。</p> <p>○調査を実施し、現状や課題などの実態把握が行えた。</p> <p>○研修会・実習を開催し、関係者の資質の向上が図れた。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>○スペシャルニーズ歯科センターを核にして要望を把握し、歯科治療を必要とする重症児の受け入れ体制の整備が図られる。</p> <p>○岡山大学病院、歯科医師会、障害児歯科医療センター、施設・教育関係者等で構成する推進会議を開催し、実効性のあるシステムの構築が図られ、地元の歯科医の協力も得られやすい。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>○県内の障害者歯科に関するネットワークを持ち、医療介護保健関係者への研修実績が豊富な岡山大学病院が事業を実施することで、コスト削減しながら、効率よく事業を実施できた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.11】 県民への啓発並びに在宅訪問薬剤師の紹介等事業	【総事業費】 5,903 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 2 月 9 日～平成 28 年 3 月 22 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	高齢者が多い在宅医療における薬剤師の課題として、加齢による合併症とそれに伴う多剤併用傾向、視覚・嚥下能力等の身体機能の低下に起因する服薬方法の適切な支援等があり、在宅訪問薬剤師管理の重要性及び必要性についての県民への啓発や訪問薬剤師の養成研修により、課題の解決を図る。	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 啓発マグネット「在宅医療で薬剤師のデキル事」の作成：10,000 個 ○ 関係団体等を通じて在宅医療関連職種や関係機関への配付 <p><平成 27 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民啓発シンポジウム：1 回開催、190 名参加 ○ パンフレット等による普及啓発：マグネット 10,000 個、チラシ 10,000 枚を作成し保険薬局や関係機関に配布、新聞広告も活用し県民へ周知 ○ フィジカルアセスメント研修会：1 回開催、80 名の薬剤師が参加 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p><平成 26 年度></p> <p>適正な服薬指導や処方提案を行い、薬剤費のコスト縮減と医師の負担軽減に取り組むことを目指し、訪問薬剤師の養成及び在宅医療に関わる薬剤師の役目や服薬管理等についての県民への啓発ができた。</p> <p><平成 27 年度></p> <p>在宅医療における服薬管理の重要性と薬剤師の役割について普及することができ、また、薬剤師が積極的に在宅医療に参画する体制の整備が進みつつある。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p><平成 26 年度></p> <p>訪問薬剤師の養成と県民への啓発をほぼ並行して行うことにより、訪問薬剤師管理指導が実際に増加するよう、事業期間を通じての効率的な執行ができた。</p> <p><平成 27 年度></p> <p>日頃の組織間ネットワークを活かし、ポスター、チラシや新聞広告等様々な手段での広報に力を入れて広く周知することができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.12】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 9,498 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	○県内全域をカバーする歯科往診に関する県民ニーズへの対応	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度></p> <p>○県民からの歯科往診への要望に対する歯科医師の派遣調整</p> <p>○歯科相談への対応</p> <p>○訪問治療機器の貸し出し</p> <p><平成 27 年度></p> <p>○県民からの歯科往診への要望に対する歯科医師の派遣調整</p> <p>○歯科相談への対応</p> <p>○訪問治療機器の貸し出し</p> <p>○評価会議の開催</p> <p><平成 28 年度></p> <p>○県民からの歯科往診への要望に対する歯科医師の派遣調整</p> <p>○歯科相談への対応</p> <p>○訪問治療機器の貸し出し</p> <p>○評価会議の開催</p> <p><平成 29 年度></p> <p>○県民からの歯科往診への要望に対する歯科医師の派遣調整</p> <p>○歯科相談への対応</p> <p>○訪問治療機器の貸し出し</p> <p>○評価会議の開催</p> <p><平成 30 年度></p> <p>○県民からの歯科往診への要望に対する歯科医師の派遣調整</p> <p>○歯科相談への対応</p> <p>○訪問治療機器の貸し出し</p> <p>○評価会議の開催</p>	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>歯科往診サポートセンターを設置することで、県内のどこに住んでいても歯科往診に対する要望に対応できる体制が取れる。</p> <p>歯科往診機器の整備を図り、機器がないため往診ができないでいる歯科医師に対し、必要な時に機器を貸し出し、歯科診療を速やかに行うことができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本事業は地域の状況に精通した地元歯科医師の協力が不可欠であり、これらの歯科医師が所属する県歯科医師会に委託しており、既存のネットワークを活用することでコストを削減しながら、効率的に事業を実施することができた。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.13】 在宅歯科往診普及センターの運営に係る事業	【総事業費】 3,802千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	地域包括ケアシステムの推進には在宅医療の整備が欠かせず、歯科往診を含め地域における歯科保健医療体制の整備や、地域での他職種との関係づくりを進め、在宅歯科医療への理解とその定着を図っていく必要がある。そのため、地区歯科医師会ごとに活動拠点となる普及センターを設置する。	
事業の達成状況	平成30年度においては、以下の事業を実施した。 ○地区歯科医師会に在宅歯科往診普及センターを設置（17か所）。 ○普及センターに歯科往診機器を配置し、必要とする歯科医師へ貸し出し。 ○歯科往診の周知のための媒体を作成し、地域住民、医療介護関係者への周知活動を行った。 ○在宅医療推進に向けての連携を図るための推進会議の開催。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>住民に近い地区歯科医師会へ、在宅医療連携に対応する在宅歯科往診普及センターを設置することで、歯科往診サポートセンターに登録していない地元の歯科医師も含めた地域の実情に精通した地元の歯科医師の協力が得られやすく、地域医療に貢献しているという意識が芽生えて、歯科往診に取り組むための意識の醸成が図れる。</p> <p>地区歯科医師会単位で実施することにより、市町村やケアマネ等の介護・福祉関係職との連携が図りやすくなることから、地域包括ケアシステムの推進に向けた協力体制が整備されることにつながる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本事業は地域の状況に精通した地区歯科医師会単位で実施しており、既存のネットワークを活用することでコストを削減しながら、効率的に事業が実施できた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.14】 地域医療対策協議会の運営	【総事業費】 351 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	県内における医療の確保等に関する施策について協議し、県の施策の適正実施に資する。	
事業の達成状況	平成 26 年度においては、 ○ 医療対策協議会の開催：2 回実施	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 医療機関や大学、介護サービス事業者、行政等様々な立場からなる医療対策協議会を 2 回開催し、26 年度計画の策定に向けての意見交換を行った。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.15】 地域医療を担う医療人の教育システムの確立	【総事業費】 12,500 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	地域枠医師や自治医師、地域医療に熱意を持って従事する若手医師に対して、診療技術だけでなく医師としての心構え等きめ細かな指導・助言を行うことができる、卒後サポート体制を確立する。	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度> 事業計画の調整に時間を要し、事業実施に至らなかった。</p> <p><平成 27 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療実習・研修施設の指導医 25 人が参加するワークショップを開催し、指導の在り方等についてディスカッションを行い共有した。 ・ 岡山大学病院勤務の指導医が、月 1 回のペースで県北医療機関やへき地診療所において診療指導・支援及び実習指導を行った。 ・ 地域医療に従事する医師がキャリア相談、専門医取得準備、研究相談などに自由に使用できる場所（キャリアラボ）を開設した。 ・ 県北東部医療圏では、月 1 回のテレビ会議により診療支援等を行った。県北西部医療圏では、オンライン講義システムによる月 1 回の医療教育者指導のための F D コースを開催し、10 数名が参加した。 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 本事業は、岡山大学病院の指導医が地域医療に従事する若手医師等の診療技術や研究等のサポート等を行うものであることから、キャリア志向の若手医師等が地域の医療機関に定着し、医師の地域偏在の改善が期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性 本事業は、地域での医療に関する教育研究や診療への支援等を行う「岡山大学大学院医歯薬学総合研究科地域医療人材育成講座」が行い、当該講座が有する人的ネットワーク等を活用して効率的に実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.16】 救急総合診療医師を養成するための寄附講座の設置	【総事業費】 11,376千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	救急総合診療医を養成するための寄附講座を設け、県民が必要な救急医療等を迅速かつ適切に受けられる医療環境づくりに資する。	
事業の達成状況	<p><平成26年度> 適切な人選について、寄附講座開設予定の大学と協議を進め、平成27年度からの実施について目処が立った。</p> <p><平成27年度> 寄附講座の特任教授として、救急医療の専門家（教授）を新たに招聘し、医療従事者に対する救急医療の実務研修を実施するとともに、救急総合診療医の養成プログラムの開発にも取り組んだ。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 寄附講座の指導医が県北中山間部等に赴いて救急医療の充実を図ることで、救急搬送での県域内応需率の向上が見込まれる。</p> <p>(2) 事業の効率性 寄附講座を通じて地域医療・救急医療の社会的要望に応えうる人材育成を実施することができ、医師不足解消の一助として地域の住民がより安心して暮らすことが可能となる。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.17】 医院継承バンクの設置	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>医院等の継承と求職を希望する医師の大半が所属する県医師会にコーディネート機能を有する機関として医院継承バンクを設置し、ニーズの把握、相続や事業計画等に対応するための専門家等による相続事業等を行うことにより、後継者が見つからないため、やむを得ず地域の診療所等で働く高齢の医師と求職を希望する医師との円滑なマッチングを行い、地域の医療提供体制の維持を図る。</p>	
事業の達成状況	平成26年度においては、事業計画の調整に時間を要し、事業実施に至らなかったが、速やかに事業計画を作成し、事業を進める。	
事業の有効性と効率性		
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.18】 救急勤務医支援事業	【総事業費】 70,553 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>年々救急車で搬送される患者が増加しており、二次救急医療機関の負担が増加している。</p> <p>二次救急医療機関で救急医療に従事し、過酷な勤務状況にある救急医等の処遇を改善し、救急勤務医の確保を図る。</p>	
事業の達成状況	<p>平成 26 年度においては、</p> <p>○ 救急勤務医手当を創設又は支給している医療機関のうち 20 医療機関に対し、補助を行う計画としていたが、当該事業を実施するためには医療機関の給与規定の改正等が必要になるため、17 医療機関への補助にとどまった。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>救急勤務医手当を創設又は支給している医療機関に対して、その手当の一部を助成するという事業設計のため、直接的に医療機関の負担を軽減することができるので、救急医の処遇改善につなげることができる有効な事業と考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業の実施効果を広く全県に波及させるため、当該事業の実施医療機関を全ての二次保健医療圏から選定したことで、事業の実施効果を広く全県に波及させることができたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.19】 災害時医療従事者養成確保事業	【総事業費】 3,337 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>今後、発生が予測される南海トラフや断層型の大規模地震等による災害に備えるため、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成研修等を行い、災害時の救急医療活動を行うことができる医療従事者の確保を行う。</p> <p>また、災害現場で医療機関や消防等の多職種による活動が円滑にできるようにする。</p>	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関と消防との連携強化を図るため、「多数傷病者への医療対応標準化トレーニングコース（MCLS）」を実施。 ：標準コース受講者 36 名、インストラクターコース受講者 43 名 <p><平成 27 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ おかやまDMAT 養成研修を実施。受講者 30 名。 ○ 災害医療コーディネーターと関係機関が円滑に災害対応を行うこと、災害に対応できる人材育成等を目的として災害医療コーディネート研修を実施。受講者 28 名。 ○ 医療機関と消防との連携強化を図るため、「多数傷病者への医療対応標準化トレーニングコース（MCLS）」を実施。 ：標準コース受講者 68 名、インストラクターコース受講者 42 名 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>医療機関と消防とが連携して、災害現場における本部・救護所等の設営訓練や先着隊としての対応訓練、トリアージ訓練を行うことで、災害医療及び救助活動に係る相互理解を深めることのできたので、多職種連携の強化に有効な事業と考える。</p> <p>岡山県単独でDMATの養成が出来たこと、災害医療コーディネーター等、災害に対応する人材育成が出来たこと、医療機関と消防とが連携して災害対応訓練を行うことで、災害医療及び救助活動に係る相互理解を深めることのできたこと等の実績を考えると、非常に有効な事業と考える。</p>	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>研修実績のある関係団体（NPO 救命おかやま）との共催とすることで、県単独で実施するよりも無駄のない効率的な予算執行ができた。</p> <p>また、インストラクターコース（指導者養成コース）を併せて実施することで、効率的な災害時医療従事者の養成・確保につなげることができたと考える。</p> <p>DMA Tの養成については、従前の国の研修への参加による隊員養成だけでなく、岡山県単独で隊員養成が出来る様にしたことで、隊員数を効率的に増やすことができる仕組みができた。</p> <p>MCL Sについては、研修実績のある関係団体（NPO 救命おかやま）との共催とすることで、効率的な予算執行ができ、また、インストラクターコース（指導者養成コース）を併せて実施することで、災害時医療従事者の効率的な養成・確保につなげることができた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.20】 ナースセンター機能強化事業	【総事業費】 11,495 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の期間	平成 27 年 1 月 15 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	看護職の再就業者を増やすため、ナースセンターの相談支援体制を強化し、就業相談会を県内各地に出張して実施する。	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度></p> <ol style="list-style-type: none"> 相談体制の強化のため、相談員を 2 名増員し、県内 3 箇所出張就業相談会・看護技術講習会を開催した。 就業相談や再就業講習会実施のために、ナースセンターの設備整備を行った。 <p><平成 27 年度></p> <p>相談体制を強化するため、相談員を 1 名増員し、出張就業相談会・看護技術講習会の実施地域を拡大するとともに回数を増やして開催。 求職登録者の就職 3 ヶ月目の定着率は 85%となっている。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>設備整備により、就業相談や再就業講習会の実施のための環境が整った。県内各地へ出張相談により、ナースセンターが周知され、相談件数も増加した。常勤・非常勤職員の再就業者数が増加した。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>既に実施している看護職員の離職者登録制度で把握した情報を基に、相談員が出向くことで対象者へ直接支援が実施できる。 看護職員の離職者登録制度で把握した情報をもとに、離職者の把握、相談、再就業支援等を丁寧に実施できている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.21】 保健師、助産師、看護師及び准看護師養成所の設備整備	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成26年11月1日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	保健師助産師看護師法に基づき指定される保健師、助産師、看護師等及び准看護師の学校又は養成所の設備整備を行うことにより、その教育環境を充実させ、もって県内における看護師等の充足を図ることを目的とする。	
事業の達成状況	平成26年度においては、準備期間が短く養成所からの申請がなかったが、27年度では申請がありしだい対応できるようにしている。	
事業の有効性・効率性		
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.22】 看護師宿舎施設整備事業	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	看護職員の離職防止対策の一環として、看護宿舎の個室整備をすることにより、看護職員の定着を図る。	
事業の達成状況	年度途中で事業が決定したため、医療機関からの申請がなく実施に至らなかった。	
事業の有効性と効率性		
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.23】 歯科衛生士養成所・歯科技工士養成所設備整備事業	【総事業費】 52,618千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>高齢化の進展に伴い、高齢者などへの在宅歯科医療や口腔ケアの重要性が増しており、歯科衛生士及び歯科技工士の養成、人材確保を行っていくことが必要である。</p> <p>こうしたことから、質の高い歯科衛生士や歯科技工士の養成に向け、教育環境の充実を図るため、必要な設備を整備する。</p>	
事業の達成状況	<p><平成26年度> 第4四半期からの着手となったため、事業実施には至らなかった。</p> <p><平成27年度> 年度当初から関係者に要望調査を行い、歯科衛生士養成所2施設に対し補助事業を実施した。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>当該補助事業により、教育内容の充実が図られ、良質な歯科保健医療を提供できる歯科衛生士を養成する体制が整備されたと考える。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.24】 医療勤務改善センター運営事業	【総事業費】 3,112千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>県民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、医療に携わる人材の定着・育成を図ることが必要不可欠であり、特に、長時間労働や当直、夜勤・交代制勤務等厳しい勤務環境にある医師や看護師等が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっている。</p> <p>医師・看護師等の離職防止や医療安全の確保等を図るため、各医療機関が行う勤務環境改善に向けた取組を支援する体制を整備する。</p>	
事業の達成状況	<p><平成26年度></p> <p>医療勤務環境改善支援センター設置し、経営、労務管理の両面から医療機関を支援する体制を整備した。</p> <p>また、講習会の開催、医療勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引きを全医療機関に周知するなどの事業を行った。</p> <p><平成27年度></p> <p>医療機関における勤務環境の改善に係る取り組み事例等を紹介する研修会の開催や、全病院を対象とした意識調査、社労士会による訪問支援、ホームページをスマートフォン閲覧可能なものにリニューアルし普及啓発するなどの事業を行った。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>医療機関における勤務環境の改善に係る取り組み事例や厚生労働省が公開している医療勤務環境改善マネジメントシステムの周知を行っており、徐々に勤務環境の改善に関する認識が浸透しつつある。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本事業は県医師会に委託しており、医療現場に精通した会員自らが医療機関において勤務環境の改善に取り組んでいるため、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.25】 病院内保育所施設整備事業	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	医師・看護師等の人材の確保、離職者防止及び再就業の促進を図るため、病院内保育所の整備・充実を図る。	
事業の達成状況	年度途中で事業が決定したため、医療機関からの申請がなく実施に至らなかった。	
事業の有効性と効率性		
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.26】 院内保育運営費補助制度（拡充等分）	【総事業費】 11,934 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	○ 延長保育加算を新設し、夜間等の保育経費負担の軽減を図る。 ○ 病児保育加算の見直しにより、病児保育の人的体制確保の負担を軽減する。	
事業の達成状況	○ 院内保育運営費補助事業を実施した 35 施設のうち、延長加算の適用施設が 24 施設あり、延長保育の経費の負担軽減を図ることができた。 ○ 病児保育の実施施設は従来から実施している 1 施設にとどまった。	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 院内保育施設の設置は、出産や育児による医療従事者の離職防止や再就業の促進につながるものである。医療機関は夜間勤務等もあるため、本事業により延長保育を促進することにより、医療従事者の勤務環境の向上が図られている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.27】 産科医等育成・確保支援事業	【総事業費】 129,502 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所において、産科・産婦人科医師等が減少している現状があることから、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することで、処遇を改善し、産科医等の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修医手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師を育成する。	
事業の達成状況	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的に、分娩取扱件数に応じて分娩手当を支給する医療機関（25施設）へ補助を行った。また、臨床研修終了後、指導医の下で研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的に研修医手当を支給する医療機関（2施設）へ補助を行った。	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> 産科医等に対する分娩手当や産科の研修医に対する研修医手当等を支給する事業であり、このような産科医療従事者の処遇改善を通じて、産科医療体制の確保につながっていると考えている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.28】 新生児医療担当医確保支援事業	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	高度の医療を必要とする極低出生体重児は増加傾向にあり、これらハイリスク母子の「後障害なき救命」を図るため、周産期医療体制を整備している。この周産期医療体制を安定的に維持するため、新生児医療担当医の処遇を改善し、その確保を図る。	
事業の達成状況	周産期医療体制を安定的に維持するため、出産後NICUへ入室する新生児を担当する医師に対し、担当する新生児の人数に応じて手当を支給する医療機関に補助するものであるが、要望調査を行った結果、事業を実施する医療機関がなかった。	
事業の有効性・効率性		
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.29】 女性医師復職支援事業	【総事業費】 3,999 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	出産や育児等により離職し、再就業に不安を抱える女性医師等に対し、再就職情報提供窓口を設置するとともに、仕事と家庭の両立に対する不安を解消するための支援や、病院管理者等の理解を得るための普及啓発等を行い、再就職しやすい勤務形態や職場環境の整備を促進する。	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談員 2 名を配置し、復職支援に係る相談窓口業務を行った。 ・ 県内保育園等のデータベースの運営を行った。 ・ 学会等出席時の託児をサポートするなど女性医師等のキャリアアップ研修への参加を支援した。 ・ 病院管理者等に対する研修会を延べ 5 回、会報等への啓発記事掲載を行った。 <p><平成 27 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談員 2 名を配置し、復職支援に係る相談窓口業務を行った。 ・ 県内保育園等のデータベースの運営を行った。 ・ 学会等出席時の託児をサポートするなど女性医師等のキャリアアップ研修への参加を支援した。 ・ 病院管理者等に対する研修会を延べ 3 回、会報等への啓発記事掲載を行った。 	
事業の有効性と効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>平成 26 年度は、子供を持つ女性医師等の雇用形態や勤務時間等の相談の年間件数は延べ 47 件、女性医師バンクの登録件数は 2 件であった。</p> <p>平成 27 年度は、女性医師バンクの登録件数は 0 件であったが、相談件数は延べ 52 件と増えており、女性医師バンクの更なる活用が期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本事業は県医師会に委託しており、県医師会の持つネットワーク等を活用して効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.30】 女性医師等就労環境改善事業	【総事業費】 23,226 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	育児を行う女性医師等が再就職、職場復帰しやすい職場環境の整備	
事業の達成状況	平成 26 年度においては、3 医療機関、7 人の女性医師が補助の対象となった。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、短時間勤務制度の定着が促進され、女性医師の離職防止やワークライフバランスが保たれたと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性 法定の制度より手厚い短時間勤務制度を設けている医療機関を補助対象とすることにより、職場環境の整備に積極的に取り組んでいる医療機関を重点的に支援することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.31】 新人看護職員研修事業	【総事業費】 31,628 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	病院等が、新人看護職員研修ガイドラインに沿って、新人看護職員に対して研修を行い、看護の質の向上及び早期離職防止を図る。	
事業の達成状況	平成 26 年度は 30 施設が本事業を活用して新人看護職員研修を行った。 平成 27 年度は 32 施設が本事業を活用して新人看護職員研修を行った。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 国が定めた新人看護職員研修ガイドラインに沿って研修を行うことにより、医療機関の規模に関係なく、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得でき、看護の質の向上や早期の離職防止が図られている。</p> <p>(2) 事業の効率性 研修実施施設では、ガイドラインに示された研修の到達目標や評価方法等に基づき、各医療機関の特性や職員構成等に合わせて研修を実施しており、効率的に実施できている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
業名	【NO.32】 実習指導者講習会	【総事業費】 3,762 千円
業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 5 月 12 日～平成 28 年 2 月 29 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	看護教育としての実習指導を現代の学生の特性に合わせ、効果的に行うことができる実習指導者を 50 人養成する。	
事業の達成状況	平成 26 年度は、県内の医療機関から 49 名が受講した。 平成 27 年度は、県内の医療機関から 51 名が受講した。	
事業の有効性と効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>看護師養成校の増加により、実習指導を受ける医療機関が増加しており、本講習会を通じて効果的な指導ができるよう必要な知識・技術の習得につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>参加者の募集・決定を県が行い、講習会の実施を岡山県看護協会に委託し効率的に実施できた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.33】 看護職員専門分野研修	【総事業費】 3,084 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	認定看護師を養成する教育機関を支援することにより、医療の高度化、在宅医療の推進等に対応した専門性に高い看護職員を養成する。 糖尿病看護課程 1 箇所、皮膚排泄ケア看護課程 1 箇所	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度> 糖尿病看護課程 19 人、皮膚排泄ケア看護課程 9 人が受講した。</p> <p><平成 27 年度> 糖尿病看護課程 17 人、皮膚排泄ケア看護課程 18 人が受講した。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 糖尿病看護認定看護師、皮膚排泄ケア認定看護師は患者の高齢化がすすむ医療機関で常に求められており、本研修を通じて専門性の高い看護師の養成につながった。 平成 23 年度の事業開始から 5 カ年で両分野ともに県内における専門性の高い看護師の養成につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性 2 講座に共通する講義を看護協会に委託し実施するなど、効率的な事業実施できている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.34】 看護教員継続研修事業	【総事業費】 1,781 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 6 月 6 日～平成 28 年 2 月 29 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	看護教育内容の向上と看護教育の質の向上に資することを目的に、カリキュラム改正等に対応した教育についての研修や教員の成長段階に応じた研修を実施する。	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度> 新任期看護職員研修 2 回、中堅看護職員研修 1 回、ベテラン看護職員研修 1 回を実施し、延べ 97 人の看護教員が参加した。</p> <p><平成 27 年度> 新任期看護職員研修 1 回、中堅看護職員研修 2 回、ベテラン看護職員研修 1 回を実施し、延べ 83 人の看護教員が参加した。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(2) 事業の有効性 成長段階に応じた研修を実施することで看護職員の質の向上を図ることができる。</p> <p>(2) 事業の効率性 看護教員に特化した研修を教員が受講しやすい時期に開催している。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.35】 看護職員の就労環境改善研修事業	【総事業費】 1,243 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 5 月 12 日～平成 28 年 2 月 29 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	厳しい勤務環境に置かれる看護職員が健康で働き続けることができるよう、医療機関において、多様な勤務形態の導入や看護業務の効率化を図る取り組みが進むよう、医療機関管理者等への研修会を開催する。	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度> 講義やグループワーク、事例発表を盛り込んだ研修会を 3 回開催し、延べ 163 人が参加した。</p> <p><平成 27 年度> 講義やグループワーク、事例発表を盛り込んだ研修会を 3 回開催し、延べ 122 人が参加した。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 継続した事業により、就労環境改善の取り組みを進める県内の医療機関が増えてきている。</p> <p>(2) 事業の効率性 研修実施については、他の機関の研修と内容や時期が重複しないよう配慮した。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.36】 看護師養成所運営費補助事業	【総事業費】 278,495 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	看護師等養成所の運営に必要な経費を補助することにより、看護師等養成所の強化及び充実を行い、教育内容の向上を図る。	
事業の達成状況	平成 26 年度は 14 施設に補助を行った。 平成 27 年度は 13 施設に補助を行った。 平成 29 年度は 12 施設に補助を行った。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>看護師等養成所の運営主体は、指導ガイドラインにより、営利を目的としない法人であることが条件とされている。その運営に当たっては、専任教員の人件費や、講師、実習施設への謝金等、多額の経費が必要となるが、教育水準を確保するために不可欠なものである。本事業により、これらの一部を負担することにより、営利を目的としない法人による養成所の安定的な運営が図られている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>看護師等養成所は、指定規則及びガイドライン等の関係法令に沿った運営を義務づけられており、当課はそれら関係法令に基づく監督権限を持っている。</p> <p>この事業実施により、監督官庁として看護師等養成所の運営状況を把握しつつ、関係法令遵守の指導や、合理的な運営の指導を行うことが可能となる。</p> <p>また、看護師等養成所側にとっては、事業実施により、県からの運営経費等の確認が行われ、かつ人件費が補助されることにより、より透明性のある運営が担保されるものとなっており、このことは、養成所における無駄なコスト削減にも繋がっている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.37】 院内保育運営費補助事業	【総事業費】 854,833 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	院内保育施設の運営経費負担の軽減を図り、保育施設の安定的な運営に資する。	
事業の達成状況	<p><平成 26 年度> 35 施設が本事業を活用して院内保育を行った。なお、このうち 5 施設が新たに実施している。</p> <p><平成 27 年度> 44 施設が本事業を活用して院内保育を行った。なお、このうち 11 施設が新たに実施している。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 院内保育施設の設置は、出産や育児による医療従事者の離職防止や再就業の促進につながるものである。本事業では、保育規模に応じて補助を行うとともに、休日や夜間の保育、児童保育、病児保育等に対して補助額の加算制度を設けるなど、様々な保育形態に対応した支援を行っており、院内保育施設の安定的な運営の一助となっている。</p> <p>(2) 事業の効率性 院内保育の規模に応じた基準額の設定及び保育形態・時間等による加算項目設定により、保育実態に応じた効率的な補助が行えている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.38】 小児救急医療拠点病院運営事業	【総事業費】 53,829 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	県内 5 圏域のうち、高梁・新見圏域及び真庭圏域では、自圏域内で小児の二次救急医療について、24 時間対応できる体制を取ることが困難であるため、複数の医療圏域を対象として小児救急患者を 24 時間体制で受け入れる小児救急医療拠点病院を確保する。	
事業の達成状況	複数の医療圏域を対象として小児救急患者を 24 時間体制で受け入れる小児救急医療拠点病院の確保を図るため、津山中央病院を拠点病院とし、広域（複数の二次医療圏）の地域の休日及び夜間の小児の二次救急患者体制を確保できるよう助成し、各年延べ 9,000 人の患者を受け入れた。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>津山・英田圏域の病院に、休日夜間において小児救急医療を担当する医師、看護師等を配置するための費用を助成する事業であるが、医療機関の負担を軽減することで、小児救急医療体制の確保につながると考えている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.39】 小児救急医療支援事業	【総事業費】 53,571 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>在宅当番医等を支援する小児の二次救急医療体制の充実が大きな課題となっており、必要な小児科医を確保するなど小児の救急医療体制の一層の充実が望まれる。</p> <p>これらを踏まえ、在宅当番医等を支援する小児の二次救急医療体制として、二次医療圏に小児科医を夜間と休日に確保する。</p>	
事業の達成状況	<p>小児の二次救急医療体制の充実を図るため、1 地区（二次医療圏単位）1 日あたりの基準額を設定し、小児の二次救急医療施設として必要な診療機能を有し、小児科専用病床及び当番日において小児科医を確保した医療機関（2 施設）に対して市町村が補助を行う経費の一部について補助を行う。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>県南西部圏域の 2 病院に、休日・夜間において小児救急医療を担当する医師を配置するための費用を補助する事業であり、医療機関の負担を軽減することにより、小児二次救急医療体制の確保につながると考えている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.40】 小児救急医療電話相談等事業	【総事業費】 21,845 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	誰もが安心して子どもを育てることができる社会づくりの一環として、小児救急患者の保護者などの不安や悩み、症状への対応方法等について電話で相談に応じるとともに医療機関への受診についても適切なアドバイスを行うことにより、小児の救急に際して保護者等が安心感をもって対応できるようにする。	
事業の達成状況	小児救急医療体制の整備を図るため、平日の 19 時から翌朝 8 時、土日祝及び年末年始の 18 時から翌朝 8 時までの間、夜間に急に子どもが体調を崩した際、その保護者等からの電話相談に看護師等が対応する小児救急医療に係る電話相談事業（H26:11,858 件、H27:16,378 件、R29, 977 件）を実施した。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 小児救急患者の保護者等の不安や症状への対応方法等について、電話で相談に応じるものであり、対応時間を延長したことにより、小児救急医療への負担軽減につながると考えている。</p> <p>(2) 事業の効率性 岡山県医師会の協力を得ることにより、電話相談に対応する相談員の人材確保が可能となった。また、岡山県医師会で対応できない時間帯については、相談実績のある業者委託とし、効率よく事業を実施した。</p>	
その他		